

# 青森県報

第三千六百六十三号

平成二十五年  
三月八日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

### 告 示

青森県と畜場法施行細則の一部を改正する規則	……	(保健衛生課)	…
家畜伝染病検査の実施	……	(畜産課)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
右	同	(同)	…
家畜伝染病薬浴の実施	……	(同)	…
建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定	……	(建築住宅課)	…
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	……	(県民生活文化課)	…
大規模小売店舗の新設に関する届出	……	(商工政策課)	…
大規模小売店舗の変更の届出	……	(同)	…

## 規 則

土地改良区の合併の認可	……	(農村整備課)	…
都市計画事業の変更認可	……	(都市計画課)	…
二級建築士の免許の取消し	……	(建築住宅課)	…
出先機関	……	(東青地域)	…
換地計画認可申請の適当の決定	……	(県民局)	…

青森県と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第四号

#### 青森県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

青森県と畜場法施行細則(昭和二十八年十二月青森県規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

#### 第七号様式中

年齢(不 き定 と推 年齢 は、 年齢)	

年齢(月 齢)	出生の年 月日

に、

を

産 地									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

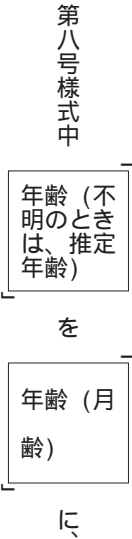
産 地									
個体識別 番号									

に改め、同様式の注の2中

「第14条第2項」を「第15条第2項」に改め、同2を同注の4とし、同注の1を同注の3とし、同注に1及び2として次のように加える。

注1 「年齢（月齢）」欄には、検査を受けようとする畜畜が牛以外の畜畜の場合にあつては年齢（不明のときは、推定年齢）を、検査を受けようとする畜畜が牛の場合にあつては月齢を記入すること。

注2 検査を受けようとする畜畜が牛以外の畜畜の場合は、「出生の年月日」及び「個体識別番号」欄は記入を要しない。



「備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。」を

「注 「年齢（月齢）」欄には、とさつしよとする畜畜が牛以外の畜畜の場合にあつては年齢（不明のときは、推定年齢）を、とさつしよとする畜畜が牛の場合にあつては月齢を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第七号様式の注の2の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第百六十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルセラ病及び結核病検査を受けることを命ずる。

平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 実施の目的  
ブルセラ病及び結核病発生予防のため
- 二 実施する区域  
青森県一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
  - 2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
  - 3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 四 実施の期日  
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日
- 五 検査の方法  
家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ病については凝集反応検査（急速凝集反応）、結核病についてはツベルクリン検査

青森県告示第百六十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりヨウネ病検査を受けることを命ずる。

平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ヨ―ネ病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の乳用雌牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の肉用牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、スクリーニング法による検査、リアルタイムPCR法による検査又はヨ―ニン検査

青森県告示第百六十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法第六条第一項に基づき届出の対象となる牛

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百六十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血検査を受けることを命ずる。

平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性貧血発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及びこれらの馬と同一施設内で飼育している馬

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれらの馬と同一施設内で飼育している馬

3 実施区域内で競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する馬

四 実施の期日

4 実施区域内で飼育又は放牧等している馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの  
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、寒天ゲル内沈降反応検査

青森県告示第百六十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、

次のとおり馬バラチフス検査を受けることを命ずる。

平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬バラチフス発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百六十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚コレラ検査を受けることを命ずる。

平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

豚コレラの発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百六十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオースキー病検査を受けることを命ずる。

平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

オースキー病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百七十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家きんサルモネラ感染症検査を受けることを命ずる。

平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症発生予防のため

二 実施する区域  
青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
実施区域内で飼育している鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日  
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法  
家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百七十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりみつばちの腐蛆病検査を受けることを命ずる。

平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的  
みつばちの腐蛆病発生予防のため

二 実施する区域  
青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
実施区域内で飼育しているみつばちで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日  
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法  
家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査及びその他必要な検査

青森県告示第百七十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、

次のとおり高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予防のため

二 実施する区域  
青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
実施区域内で飼育されている家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日  
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法  
家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

青森県告示第百七十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査を受けることを命ずる。

平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的  
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生予防のため

二 実施する区域  
青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

四 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの  
実施の期日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百七十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり牛の薬浴を受けることを命ずる。

平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

牛体ダニ駆除（タイレリア病発生予防）のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で放牧されている牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十五年四月一日から同年十一月三十日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 薬浴の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、噴霧又はブアオン

青森県告示第百七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五第一項の規定により公示する。

平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 建築住宅 センター	青森市本町四 丁目五の五	青森市本町四丁目五 の五	構造計算適合性判定 の業務を行う事務所 の所在地	平成二十五年 二月二十五日	平成二十五年 四月一日
----------------------	-----------------	-----------------	--------------------------------	------------------	----------------

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十五年二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おどろ木ネットワーク

三 代表者の氏名

竹村 松博

四 主たる事務所の所在地

青森市大字石江字江渡一〇六の二二七

五 定款に記載された目的

この法人は、他の関係団体との協働・協力によって、広く一般市民を対象に、ワークショップ事業やものづくり交流事業、木の利活用に関する普及啓発事業を行い、木と森の文化に育まれた活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
テックランド弘前二号店  
弘前市大字神田一丁目六の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマダ電機  
群馬県高崎市栄町一の一  
代表取締役 山田昇
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマダ電機  
群馬県高崎市栄町一の一  
代表取締役 山田昇
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十五年十月二十三日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
四、九六七平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数  
二二七台（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数  
五〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 3 荷さばき施設の位置及び面積  
二〇七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
七五立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前十時  
閉店時刻 午後十時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後十時三十分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
七か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前八時から午後九時まで
- 八 届出年月日  
平成二十五年二月二十二日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
  - 1 場所  
青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所
  - 2 期間  
平成二十五年三月八日から同年七月八日まで
  - 3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 十 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限  
平成二十五年七月八日
- 2 提出先  
青森県商工労働部商工政策課
- 3 記載事項
  - (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
  - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (三) 意見及びその理由
- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン七戸ショッピングセンター  
上北郡七戸町大字荒熊内六七の九九〇外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオンリテール株式会社  
青森県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一  
代表取締役 村井正平
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設 小売店舗の営業を 行つた時刻及び 閉店時刻 に關する事項	イオンリテール株式会社 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十一時	イオンリテール株式会社 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十一時	平成 二五・三・一
大規模小売店舗の営業を 行つた時刻及び 閉店時刻 に關する事項	イオンリテール株式会社 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十一時	イオンリテール株式会社 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十一時	平成 二五・三・一

四 届出年月日

平成二十五年二月二十二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場

2 期間

平成二十五年三月八日から同年七月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年七月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良区の合併の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、西津軽土地改良区と小戸六溜池土地改良区の合併を平成二十五年二月二十八日認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 西津軽土地改良区は、合併後存続する。

二 西津軽土地改良区は、定款を変更する。

三 小戸六溜池土地改良区は、合併により解散する。

都市計画事業の変更認可

青森都市計画事業の変更認可について、平成二十五年二月二十五日東北地方整備局



告示第二十九号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

平成八年十一月六日建設省告示第二千四十八号青森都市計画公園事業九・六・二  
号新青森県総合運動公園

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

二級建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十五年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 氏名

石岡秀逸

二 登録番号

第二七七七号

三 取消年月日

平成二十五年二月二十八日

四 取消しの理由

前記二級建築士から建築士法第七条第三号に該当するに至ったため、同法第八条の二第三号の規定による届出があつた。このことが同法第九条第一項第二号の規定に該当する。

出 先 機 関

換地計画認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、東津軽郡今別町二股地区土地改良事業共同施行田子博文ほか五人に係る二股地区の換地計画の認可の申請を適当と決定したので、同法第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

東青地域県民局長 北 山 功 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年三月十一日から同年四月八日まで

三 縦覧の場所

今別町役場

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭